

藤沢市住宅用太陽光パネル等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自ら居住する住宅に住宅用太陽光発電システム、住宅用リチウムイオン蓄電池又は住宅用高効率給湯機器(以下「地球温暖化対策設備」という。)を設置する者又はあらかじめ地球温暖化対策設備が設置された住宅を購入する者に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助することについて藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、電気を供給するために構成された装置及びこれに附属する太陽光発電モジュール、パワーコンディショナー等の装置の総体をいう。
- (2) 住宅用リチウムイオン蓄電池 環境省によるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)補助金交付対象として「蓄電システム登録済製品一覧」にあるもので、リチウムイオン蓄電池を用いて、一般家庭等で使用する電気を蓄えておくことができる装置をいう。
- (3) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成される電気及び熱の供給を主目的とした機器であり、都市ガス又はプロパンガスを燃料とするものをいう。
- (4) 自然冷媒ヒートポンプ給湯器 ヒートポンプ技術を利用して空気の熱で湯を沸かすことができる電気給湯器のうち、冷媒として二酸化炭素を使用するものをいう。
- (5) 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器 高効率ガス給湯器、電気式ヒートポンプ及び貯湯タンクのユニットを組み合わせた構造を有し、ガス及び電気の熱源により加熱運転を行うものをいう。
- (6) 住宅用高効率給湯機器 前3号のいずれかに該当する機器であって、国が実施する「住宅省エネキャンペーン」の補助対象設備として登録があるものをいう。
- (7) 対象システム 太陽光発電システム、住宅用リチウムイオン蓄電池又は住宅用高効率給湯機器であって、未使用のものをいう。
- (8) 補助事業 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 対象システムが設置されていない住宅への設置
 - イ あらかじめ対象システムが設置された住宅の購入
 - ウ 建築と同時に対象システムが設置される住宅の建築
 - エ 対象システムの買い替え

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、対象システムを設置する等にあたっての費用を負担した者のうち、第9条に規定する期日までに、同条に規定する完了届を提出できる者であって、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 自ら居住又は居住を予定している住宅(店舗、事務所等との兼用の場合も含む。)に対象システムを設置する等場合の個人。(現に市内に住所を有する者、又は第9条に規定す

る完了届を提出する日までに本市に転入済みである者に限る。)

- (2) 市税(申請日現在本市に住民登録がない場合は対象となる年度の課税地の住民税、又は本市に転入して間がないことにより市税の納付の状況を確認することができない場合は対象となる年度の課税地の住民税を含む。)に滞納がない者。

(補助金額)

第4条 補助の対象となる経費は対象システムを設置する等にあたっての費用とし、当該補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 15,000円に太陽電池モジュールの公称最大出力(日本工業規格又は国際電気標準会議等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。)の合計値(単位はkWとし、小数点第3位以下を切捨てて算出する。)を乗じて得た額(1,000円未満は切捨てるものとする。)とし、上限50,000円
- (2) 住宅用リチウムイオン蓄電池 50,000円
- (3) 住宅用高効率給湯機器 50,000円

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、申請日の属する年度の2月末日(当日が閉庁日の場合は、翌開庁日)までに、藤沢市住宅用太陽光パネル等設置費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助事業の着手前に市長に提出しなければならない。ただし、あらかじめ対象システムが設置された住宅を購入する場合については、住宅の引渡し、かつ、電力会社との電力供給契約日以前とする。

- (1) 対象システムを設置する等の住宅の場所を示す地図
- (2) 既存住宅に対し対象システムを設置する等場合は、設置しようとする場所の設置前の現況の写真
- (3) 補助事業に係る契約書の写し又はこれに代わるもの
- (4) 申請者の住民票(3か月以内に発行したもの)
- (5) 未納の税額が無いことが分かる最新の住民税納税証明書
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市住宅用太陽光パネル等設置費補助金交付・不交付決定通知書(第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第7条 市長は、前条の規定により交付を決定した場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要な指示をし、又は条件を付することができる。

(補助事業の内容変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ藤沢市住宅用太陽光パネル等設置費補助事業計画変更・中止承認申請書(第3号様式)に変更内容が確認できる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に提出を必要と認めない場合は、省略することができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を、藤沢市住宅用太陽光パネル等設置費補助事業計画変更・中止承認等通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 前条の規定は、前項の規定により承認を決定した場合において準用する。

（事業の完了）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日の属する年度の3月20日（閉庁日の場合は、翌閉庁日）までに、藤沢市住宅用太陽光パネル等設置費補助事業完了届（第5号様式。以下「完了届」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(1) 対象システムの設置費に係る申請者宛の領収書の写し（領収書の写しが無い場合は領収書に代わる費用を支払ったことが分かる書類）

(2) 対象システムが太陽光発電システムの場合においては、電力会社との接続契約の締結を示す書類の写し

(3) 設置した等の対象システム及びその他の状況が確認できる写真（写真で判断することができない場合は設置した等の対象システムの保証書又は設置した対象システムが確認できる書類）

(4) 申請時において、対象住宅の所在地と補助事業者の住民登録地が異なっていた場合、対象住宅の所在地と補助事業者の住民登録地が一致していることが確認できる住民票の写し（3か月以内に発行したもの）

(5) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項に規定する完了届が提出されたときは、その内容を審査し、補助事業の完了の検査をすることができる。

（補助金の支払）

第10条 補助事業者は、前条第1項に規定する完了届を提出後、速やかに、藤沢市住宅用太陽光パネル等設置費補助金交付請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、請求日から起算して30日以内に補助金を交付する。

（取得財産の管理及び処分等）

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、次の各号に掲げる年を経過するまでは、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け又は担保に供するなどの処分（以下「処分等」という。）をしてはならない。

(1) 住宅用太陽光発電システム 取得財産の設置の日から起算して10年

(2) 住宅用リチウムイオン蓄電池 取得財産の設置の日から起算して6年

(3) 住宅用高効率給湯機器 取得財産の設置の日から起算して6年

3 前項に規定する義務を履行できない場合は、交付を受けた補助金に前項の期間から使用月を引いた値を前項の期間で除した値を乗じて算出した金額（100円未満切り捨て）を返納しなければならない。なお、1か月に満たない使用月については使用月に含めないものとする

る。

- 4 補助事業者は、第2項の市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産の処分等に関する承認申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項に規定する承認申請があったときは、その内容を審査してその適否を決定し、その結果を取得財産の処分等に関する承認通知書(第8号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 6 市長は、必要があると認めるときはその管理及び運用の状況を調査することができるものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 中止の承認を受けたとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (5) この要綱の規定に違反したとき。
 - (6) 前条第2項に掲げる年以内に処分等を行ったとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、藤沢市住宅用太陽光パネル等設置費補助金交付決定取消通知書(第9号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対して既に補助金が交付されているときは、藤沢市住宅用太陽光パネル等設置費補助金返還命令書(第10号様式。以下「命令書」という。)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 補助事業者は、前項に規定する命令を受けたときは、前項の命令書に記載のある期限内に当該補助金を市長に返納しなければならない。

(備付帳簿)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後、次の各号に掲げる期間は保管整備しておかななければならない。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 10年
- (2) 住宅用リチウムイオン蓄電池 6年
- (3) 住宅用高効率給湯機器 6年

(調査)

第15条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、対象システムの設置等工事の状況及び設置後の稼働状況等について、施工現場等において調査することができる。

(協力)

第16条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 対象システムの設置に関するアンケート調査
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(読み替え)

第17条 藤沢市住宅用太陽光発電システム(自家消費型)等設置費補助金交付要綱(令和6年8月1日制定。以下「重点補助要綱」という。)第8条第1項に基づく申請者が、この要綱における住宅用リチウムイオン蓄電池の補助金の交付を同時に受けようとするときは、重点補助要綱に規定する申請書等をもってこの要綱に定める申請書等に代えることができる。この場合において、次の表の左欄に掲げるこの要綱の規定中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

要綱の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1号	藤沢市住宅用太陽光パネル等設置費補助金交付申請書(第1号様式)	藤沢市住宅用太陽光発電システム(自家消費型)等設置費補助金交付申請書(第1号様式)
第6条第1項	藤沢市住宅用太陽光パネル等設置費補助金交付・不交付決定通知書(第2号様式)	藤沢市住宅用太陽光発電システム(自家消費型)等設置費補助交付・不交付決定通知書(第2号様式)
第8条第1項	藤沢市住宅用太陽光パネル等設置費補助事業計画変更・中止承認申請書(第3号様式)	藤沢市住宅用太陽光発電システム(自家消費型)等設置費補助事業計画変更・中止承認申請書(第3号様式)
第8条第2項	藤沢市住宅用太陽光パネル等設置費補助事業計画変更・中止承認等通知書(第4号様式)	藤沢市住宅用太陽光発電システム(自家消費型)等設置費補助事業計画変更・中止等通知書(第4号様式)
第9条第1項	藤沢市住宅用太陽光パネル等設置費補助事業完了届(第5号様式)	藤沢市住宅用太陽光発電システム(自家消費型)等設置費補助事業完了届(第5号様式)
第10条第1項	藤沢市住宅用太陽光パネル等設置費補助金交付請求書(第6号様式)	藤沢市住宅用太陽光発電システム(自家消費型)等設置費補助金交付請求書(第6号様式)
第12条第2項	藤沢市住宅用太陽光パネル等設置費補助金交付決定取消通知書(第9号様式)	藤沢市住宅用太陽光発電システム(自家消費型)等設置費補助金交付決定取消通知書(第9号様式)
第13条第1項	藤沢市住宅用太陽光パネル等設置費補助金返還命令書(第10号様式)	藤沢市住宅用太陽光発電システム(自家消費型)等設置費補助金返還命令書(第10号様式)

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定

める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 藤沢市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱
 - (2) 藤沢市住宅用定置用リチウムイオン蓄電池設置費補助金交付要綱
 - (3) 藤沢市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱
- 3 この要綱の施行の日前に前項各号の要綱に基づいて補助を受けたものについては、なお従前の例による。

(検討)
- 4 市長は、令和11年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。